

議案第 26 号

東京都板橋区立児童館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立児童館条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立児童館条例（平成 8 年板橋区条例第 43 号）の一部を
次のように改正する。

別表東京都板橋区立弥生児童館の項中「東京都板橋区弥生町 16 番 3
号」を「東京都板橋区弥生町 16 番 2 号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定
は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前
においても行うことができる。

（提案理由）

弥生児童館の位置を変更する必要がある。